

2022年7月1日

高校1年生保護者様

啓明学院高等学校事務室

### 高等学校等就学支援金の手続きについて(お知らせ)

高等学校等就学支援金(授業料に対する支援)の支給を受けられる場合、以下の手続きが必要となりますので、必ず**期限までに**手続きをしていただくようお願いします。

現在の就学支援金支給状況によって手続きが異なります。

以下の手続きは7月以降の受給に関するものです。申請書・届出書は原則として7月1日時点の情報を記入してください。

- ※1 裏面下部の「保護者等のその年の1月1日現在の住所」を記入する欄は令和4年1月1日現在の住所を記入してください。
- ※2 7月1日時点で18歳に達している場合、保護者は「親権者」ではなく、「主たる生計維持者」となりますので、ご注意ください。

#### ☆4月に受給資格認定申請を提出し、令和4年6月時点で受給資格を有している場合

##### ○4月に個人番号を提出済みの場合

**原則、新たな手続きは不要**です(4月に提出いただいている個人番号を用いて、県において令和4年度の税額を照会します)。

##### ○4月の受給資格認定申請時に個人番号を提出していない(課税証明書等を提出した)場合

高等学校等就学支援金収入状況届出書(2回目以降) 及び  
個人番号カード等貼付台紙(もしくは課税証明書等) を提出してください。

##### ○保護者の状況が変更となった場合(随時)

高等学校等就学支援金収入状況届出書(2回目以降) 及び  
個人番号カード等貼付台紙(未提出の場合のみ) を提出してください。

※7月以降も、保護者の状況に変更があった際は、速やかに届出をお願いします。

##### ○令和3年1月2日～令和4年1月1日までに住所が変更となった場合

登録の修正が必要ですので、学校への連絡をお願いします。

※海外から帰国した場合も、必ず連絡してください。

#### ☆4月の受給資格認定申請が所得制限等により不認定となった場合

高等学校等就学支援金受給資格認定申請書(初回用) 及び  
個人番号カード等貼付台紙 を提出してください。

#### ☆4月に受給資格認定申請をせず、7月から新たに受給資格認定申請を希望される場合

高等学校等就学支援金受給資格認定申請書(初回用) 及び  
個人番号カード等貼付台紙 を提出してください。

**提出期限：7月27日(水) 提出先：事務室** ※申請書類は事務室にてお渡しします。

〈裏面に続く〉

※届出（申請）しても、所得制限に該当することにより支給が受けられない場合があります。

**税が未申告の場合、所得確認を行うことができず、就学支援金の支給ができない場合があります。**  
**申告がお済みでない方は、直ちに税務署・市町税担当課へ申告するようお願いいたします。**

※個人番号カード等貼付台紙について

☆ 個人番号は、**原則として親権者（もしくは入学時点で親権者だった方）全員分が必要**です。

一方が**配偶者控除等**を受けている場合も、**個人番号の提出が必要**です。

☆ 個人番号を提出いただき**認定された場合は、来年以降の7月の収入状況届出書の提出は不要**となります。不認定となり、来年再度受給資格認定申請を希望される場合は、再度受給資格認定申請書と個人番号の提出が必要です。

☆ 認定後、保護者変更等があった場合は所得区分を見直しますので、直ちに学校に申し出てください。

☆ 生活保護（生活扶助）を受給している方についても、**個人番号の提出**をお願いします。住民税の申告をされていない場合は、申告をお願いします。

※就学支援金の支給区分について

保護者全員の 所得確認基準額の合計	支給区分	支給月額(※)	注意事項
		全日制	
154,500円未満	加算あり	33,000円	※授業料額が上限となりますので、記載の額より実際の支給額が低くなる場合があります。
154,500円～304,200円未満	加算なし	9,900円	

～所得確認基準額とは～

以下の計算式により算出します。

〔計算式〕

市町民税の課税標準額※1 × 6% - 市町民税の調整控除の額※2

※1 令和4年7月～令和5年6月分の判定においては、生徒本人が平成18年1月2日～4月1日生まれの場合、保護者（保護者が2名の場合はどちらか一方）の課税標準額から33万円を控除します。（扶養控除の適用が同級生より1年遅れるため）

※2 政令都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算します。

※ご自身の課税標準額などは、マイナポータルで「あなたの情報」から確認できます。  
（マイナンバーカードが必要です）

マイナポータルHP



マイナンバー総合フリーダイヤル  
0120-95-0178

ご不明な点がございましたら事務室までお問い合わせください。

担当：本田(078-741-1506)

## 高等学校等就学支援金の手続きについて(お知らせ)

高等学校等就学支援金(授業料に対する支援)の支給を受けられる場合、以下の手続きが必要となりますので、必ず**期限までに**手続きをしていただくようお願いします。

**※期限までに必要な手続きをされない場合、7月以降の高等学校等就学支援金の支給は差止められます。**  
(手続き後に支給が再開されますが、差止め期間中の高等学校等就学支援金は支給されません。)

以下の手続きは7月以降の受給に関するものです。申請書・届出書は原則として7月1日時点の情報を記入してください。

- ※1 裏面下部の「保護者等のその年の1月1日現在の住所」を記入する欄は令和4年1月1日現在の住所を記入してください。
- ※2 7月1日時点で18歳に達している場合、保護者は「親権者」ではなく、「主たる生計維持者」となりますので、ご注意ください。

現在の就学支援金支給状況によって手続きが異なります。

### ☆令和4年6月時点で就学支援金を受けている場合

#### ○昨年度以前の手続きで個人番号を提出済みの場合

**原則、新たな手続きは不要**です(すでに提出いただいている個人番号を用いて、県において令和4年度の税額を照会します)。

#### ○過去に就学支援金の手続きで個人番号を提出していない(課税証明書等を提出した)場合

高等学校等就学支援金収入状況届出書(2回目以降) 及び  
個人番号カード等貼付台紙(もしくは課税証明書等) を提出してください。

#### ○保護者の状況が変更となった場合(随時)

高等学校等就学支援金収入状況届出書(2回目以降) 及び  
個人番号カード等貼付台紙(未提出の場合のみ) を提出してください。

※7月以降も、保護者の状況に変更があった際は、速やかに届出をお願いします。

#### ○令和3年1月2日～令和4年1月1日までに住所が変更となった場合

登録の修正が必要ですので、学校への連絡をお願いします。

※海外から帰国した場合も、必ず連絡してください。

### ☆令和4年6月時点で就学支援金を受けていない場合

高等学校等就学支援金受給資格認定申請書(初回時) 及び  
個人番号カード等貼付台紙 を提出してください。

**提出期限：7月27日(水) 提出先：事務室** ※申請書類は事務室にてお渡しします。

〈裏面に続く〉

※ 過去の申請で個人番号カード等貼付台紙を提出済みであっても、現在就学支援金を受けていない場合は、再度個人番号カード等貼付台紙の提出をお願いします。

※ 届出(申請)しても、所得制限に該当することにより支給が受けられない場合があります。

**税が未申告の場合、所得確認を行うことができず、就学支援金の支給ができない場合があります。  
申告がお済みでない方は、直ちに税務署・市町税担当課へ申告するようお願いします。**

※個人番号カード等貼付台紙について

- ☆ 個人番号は、**原則として親権者(もしくは入学時点で親権者だった方)全員分が必要です。**  
**一方が配偶者控除等を受けている場合も、個人番号の提出が必要です。**
- ☆ 個人番号を提出いただき**認定された場合は、来年以降の7月の収入状況届出書の提出は不要**となります。不認定となり、来年再度受給資格認定申請を希望される場合は、再度受給資格認定申請書と個人番号の提出が必要です。
- ☆ 認定後、保護者変更等があった場合は所得区分を見直しますので、直ちに学校に申し出てください。
- ☆ 生活保護(生活扶助)を受給している方についても、**個人番号の提出**をお願いします。  
住民税の申告をされていない場合は、申告をお願いします。

※就学支援金の支給区分について

保護者全員の 所得確認基準額の合計	支給区分	支給月額(※)	注意事項
		全日制	
154,500円未満	加算あり	33,000円	※授業料額が上限となりますので、記載の額より実際の支給額が低くなる場合があります。
154,500円～304,200円未満	加算なし	9,900円	

～所得確認基準額とは～

以下の計算式により算出します。

【計算式】

市町民税の課税標準額×6%－市町民税の調整控除の額※

※1 令和4年7月～令和5年6月分の判定においては、生徒本人が平成18年1月2日～4月1日生まれの場合、保護者(保護者が2名の場合はどちらか一方)の課税標準額から33万円を控除します。(扶養控除の適用が同級生より1年遅れるため)

※2 政令都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算します。

※ご自身の課税標準額などは、マイナポータルで「あなたの情報」から確認できます。  
(マイナンバーカードが必要です)

マイナポータルHP



マイナンバー総合フリーダイヤル  
0120-95-0178

ご不明な点がございましたら事務室までお問い合わせください。

担当：本田(078-741-1506)

## 個人番号カード（写）等貼付台紙

高等学校等就学支援金認定申請のため、保護者等の個人番号を  名分提出します。

個人番号カードの写し等を貼り付けた上で、**太枠**の箇所（個人番号提出人数、個人番号、氏名、生年月日）を手書きで記載してください。保護者等による代筆も可能です。

学校	名称	啓明学院高等学校
	種類・課程・学科等	高等学校(全日制)
生徒	ログインID	
	ふりがな	
	氏名	
	学年・クラス・出席番号等	
保護者等	個人番号	<p style="text-align: center;"><b>保護者等の</b> 個人番号カード（裏面） <b>写し貼付欄</b></p> <p>《通知カードは原則として使用できません。》 ただし、注②に該当する場合は使用できます。</p> <p style="text-align: center;"><b>個人番号が記載されている面を上にして、</b> 貼り付けてください。</p>
	氏名	
	生年月日	
	昭和 平成	
	昭和 平成	
保護者等	個人番号	<p style="text-align: center;"><b>保護者等の</b> 個人番号カード（裏面） <b>写し貼付欄</b></p> <p>《通知カードは原則として使用できません。》 ただし、注②に該当する場合は使用できます。</p> <p style="text-align: center;"><b>個人番号が記載されている面を上にして、</b> 貼り付けてください。</p>
	氏名	
	生年月日	
	昭和 平成	
	昭和 平成	
備考		

注) ①個人番号カードの写しが提出できない場合は、個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書等を本台紙と併せて提出願います。

②通知カードの記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号）を変更すべき事由が発生しておらず、記載事項に変更がない場合、または、デジタル手続法の施行日（令和2年5月25日）以前に通知カードの変更手続が完了している場合に限り、個人番号カードの写しの代わりに通知カードの写しを添付することができます。

※印の欄は、学校設置者において記入してください。

※学校受付日                      年    月    日

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

年 月 日

殿

高等学校等就学支援金

- 受給資格認定申請書（初回時）  
高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」といいます。)の受給資格の認定を申請します。
- 収入状況届出書（2回目以降）  
既に受給資格認定を受けているため、就学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。  
(上の2つの□のうち、いずれかの□にレ印を付けてください。)

(次の事項を必ず確認の上、両方の□にレ印を付けてください。)

- この申請書又は届出書の記載内容は、事実と相違ありません。
- この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

(以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。)

ふりがな			
生徒の氏名	姓		名

生徒の生年月日	年	月	日
生徒の住所	〒		
	都道府県	市区町村	
保護者等の電話番号			
保護者等の電子メールアドレス			
生徒が在学する学校の名称	啓明学院高等学校		

【1. 高等学校等の在学期間について】（収入状況届出書の場合は記入不要です。）

- ※次のいずれかに該当する者は、就学支援金の受給資格認定の申請ができません。
- ・高等学校等(修業年限が3年未満のものを除きます。)を卒業又は修了した者
  - ・高等学校等に在学した期間(定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。)が通算して36月を超えた者（ただし、就学支援金の支給停止期間等は含めません。）

①現在通っている高等学校等の在学期間	学校名	年 月 日 ~	学校の種類・課程・学科
	私立 啓明学院高等学校	(うち支給停止期間等) 年 月 日 ~ 年 月 日	高等学校(全日制)
②過去に別の高等学校等に在学していた期間	学校名	年 月 日 ~	学校の種類・課程・学科
	立	(うち支給停止期間等) 年 月 日 ~ 年 月 日	

**【2. 保護者等の収入の状況について】**

申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する個人番号カードの写し等（個人番号カードの写し、個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書等）については次のとおりです。（次の①から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。）

(1) 次の保護者等の個人番号カードの写し等を添付します。				
①	<input type="checkbox"/> 親権者(両親)2名分 生徒が未成年（18歳未満）であり、親権者（両親）が2人存在する場合			
②	<input type="checkbox"/> 親権者1名分（ア又はイのいずれかの□にレ印を付けてください。） （親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、⑤から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。）			
	<table border="1"> <tr> <td><input type="checkbox"/> ア</td> <td>親権者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> イ</td> <td>・離婚、死別等により親権者が1人の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を添付できない場合 等</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> ア	親権者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合	<input type="checkbox"/> イ
<input type="checkbox"/> ア	親権者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合			
<input type="checkbox"/> イ	・離婚、死別等により親権者が1人の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を添付できない場合 等			
③	<input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> 名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 （未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。）			
④	<input type="checkbox"/> 生徒の生計をその収入により維持している者(以下「主たる生計維持者」という)(両親等)2名分 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合			
⑤	<input type="checkbox"/> 主たる生計維持者1名分（ア又はイのいずれかの□にレ印を付けてください。）			
	<table border="1"> <tr> <td><input type="checkbox"/> ア</td> <td>主たる生計維持者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> イ</td> <td>・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> ア	主たる生計維持者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合	<input type="checkbox"/> イ
<input type="checkbox"/> ア	主たる生計維持者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合			
<input type="checkbox"/> イ	・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等			
⑥	<input type="checkbox"/> 生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等			
(2) 次の理由により、個人番号カードの写し等を添付しません。				
⑦	<input type="checkbox"/> 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者の全員が、日本国内に住所を有したことがないなど、個人番号の指定を受けていない場合			

個人番号カードの写し等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄(⑦にレ印を付けた場合は不要です。)

氏名		生徒との続柄
(ふりがな)		
生年月日		19 年 月 日

氏名		生徒との続柄
(ふりがな)		
生年月日		19 年 月 日

上記保護者等のその年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在）の市区町村までの住所(日本国内に住所を有していない場合には、□にレ印を付けてください。)

都 道	市 区
府 県	町 村
<input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない。	

都 道	市 区
府 県	町 村
<input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない。	

※ 収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税所得額(課税標準額)又は市町村民税の調整控除額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

**【3. 確認事項】(次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。)**

就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

学校受付日 年 月 日 (学校において記入。)

## 高等学校等就学支援金について

本制度は、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

## 記入上の注意

【1. 高等学校等の在学期間について】の欄は次によって記入してください。

- イ ①において現在通っている学校の在学期間の始期について記入してください。
- ロ 過去に高等学校等に在学したことがある場合には、②において過去に在学した全ての学校の在学期間について記入してください。
- ハ これまでに就学支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。
- ニ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ホ 「支給停止期間等」とは、休学のために就学支援金の支給停止の申出を行ったことにより支給が停止されていた期間のほか、①日本国内に住所を有していなかった期間、②所得制限によって就学支援金の支給を受けていない状態で休学した期間、③平成22年4月1日より前に公立高等学校等（公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第3号に掲げる各種学校）以外の高等学校等を休学していた期間、④平成26年4月1日より前に公立高等学校等を休学していた期間をいいます。
- ヘ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤特別支援学校（高等部）」、「⑥高等専門学校（1～3学年）」、「⑦専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑧専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑨専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑫専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑬各種学校（外国人学校）」、「⑭各種学校（その他）」の別を記入してください。

【2. 保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
  - ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
  - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
  - ③法人である未成年後見人
  - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
  - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者



- ロ 【2. 保護者等の収入の状況について】②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。  
②イの「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を添付できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、親権者全員の個人番号カードの写し等を添付できない場合は、親権者が存在しない場合に含まれるものとして、⑤又は⑥のうちいずれか該当する方を選択してください。
- ハ 【2. 保護者等の収入の状況について】①、③又は④に該当するときは、保護者等全員の個人番号カードの写し等を添付してください。
- ニ 【2. 保護者等の収入の状況について】⑤又は⑥に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の個人番号カードの写し等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。

（注） 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

### 留意事項

- イ 都道府県（文部科学省）が最新の市町村民税の課税所得額（課税標準額）及び市町村民税の調整控除額を個人番号を利用して確認します。
- ロ 「個人番号」とは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号であり、「個人番号カード」とは同条第7項に規定する個人番号カードです。
- ハ 4月に入学した新入生は、原則として4月中に申請を行う必要があります。また、転校の場合も、原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。
- ニ 個人番号を利用しての申請には、原則として、地方住民税の申告が必要です。未申告の場合は、市町村役場において申告の上、申請書又は届出書を御提出ください。未申告のまま申請書等が提出され、手続きの途中で未申告であることが判明した場合、就学支援金の支給が大幅に遅れる可能性があります。
- ホ 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業し又は修了したことがある場合には、就学支援金の受給資格はありません。また、高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた場合も受給資格はありません。（ただし、支給停止期間等は含めません。）
- ヘ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。
- ト 偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた場合は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第11条及び第21条の規定に基づき、不正利得の徴収や刑罰に処されることがあります。
- チ 受給資格の認定を受けた後、収入の修正申告や税額の更正決定により市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更があった場合には、税務署から发出される更正通知書等の変更が分かる通知を受け取った日の翌日から15日以内に収入状況届出書を提出してください。また、離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合にも、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。収入状況届出書の提出がなく、その後、課税所得等の変更が発覚した場合、就学支援金の返納等が発生する可能性があります。
- リ 個人番号の利用によって市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額を確認することができず、かつ、正当な理由がなく都道府県（文部科学省）が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、就学支援金の支払が一時差し止められる場合があります。
- ヌ 保護者が課税期日に日本国外に在住することにより保護者のうち一部又は全員の所得に関する書類を提出できないときは、就学支援金の加算支給はされません。